長崎県長大橋維持管理事業

募集要項

令和7年10月

長崎県

目 次

第1	事業の内容に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	事業者選定に関する基本的事項	5
2	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	7
3	提案上限額	9
4	参加者の備えるべき参加資格要件	10
5	提出書類の取り扱い	19
6	事業契約の手続き	19
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
1	基本的な考え方	20
2	予想されるリスクと責任分担	20
3	県による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	20
4	モニタリングに係る費用負担	20
5	モニタリングの結果の活用	20
6	事業期間中の事業者と県の関わり	21
7	事業終了後の措置	21
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1	施設概要	22
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
1	基本的な考え方	23
2	管轄裁判所の指定	23
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	23
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	23
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
1	法制上及び税制上の措置	23
2	財政上及び金融上の支援	23
3	その他の支援に関する事項	23
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	24
1	議会の議決	24
2	応募に伴う費用負担	24
3	問合せ先	24
	.1 契約スキーム図	
	.2 リスク分担表(案)	
	3 位置図	

この募集要項は、長崎県(以下「県」という。)が、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき特定事業として選定した「長崎県長大橋維持管理事業」(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するために公表するものである。

よって、本事業への参加を希望する民間事業者は、募集要項とこれに合わせて公表する次の資料 (以下、募集要項と次の資料を合わせて「募集要項等」という。)の内容を踏まえ、公募に参加するものとする。

· 別添資料1: 要求水準書

· 別添資料2 : 事業者選定基準

・ 別添資料3 : 様式集

・別添資料4 : 基本協定書(案)・別添資料5 : 事業仮契約書(案)

なお、募集要項等と公表済みの実施方針(令和7年7月11日公表)、要求水準書(案)(令和7年7月11日公表)及び、実施方針等に関する質問及び回答(令和7年8月8日公表)に相違がある場合は、募集要項等の内容を優先するものとする。

また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に対する質問回答によることとする。

用語の定義

用語	定 義
維持管理	橋梁について、円滑な道路機能の維持、耐久性・耐荷性の確保、第三者被害の未然防止
	を目的として、点検、調査、診断、補修・補強、記録を行う一連の行為
維持管理要領	各橋の維持管理を行う上での点検の実施方法等を定めたもの。西海橋、若松大橋、伊王
	島大橋、生月大橋、鷹島肥前大橋、大島大橋、平戸大橋の橋梁ごとに作成し、維持管理の
	指針としている
1年点検	予め設定した定点観測ポイントを定期的に観察及び写真撮影を行い、経年劣化がわかる
(定点観測)	ように結果を記録するもの
5年点検	すべての部材に発生した損傷を詳細に把握することを目的とし,橋梁各部に触れる程度
(詳細点検)	の距離まで接近して目視点検するもの。国土交通省の「橋梁定期点検要領 R6.7」に準拠
	した 26 種類の損傷に着目して状態を把握する
異常時点検	台風,豪雨,豪雪などの異常気象、または地震が発生した後に,主に交通の安全性を確認
	するために緊急的に行う点検をいう。点検対象部材は異常事象の種類に応じて、交通の
	安全確保に必要な、橋面上、もしくは支承部、伸縮装置、落橋防止装置等の損傷に着目し
	て実施する必要がある
高度な予防保全	腐食等が生じない比較的短いサイクルで、定期的に塗装塗替・補修工事を行い、耐荷力低
	下を未然に防ぐことで、供用から 100 年以上の長期においても健全度を維持するもの
長崎県橋梁維持管理	長崎県が運用しているデータベースシステム
システム	
コンソーシアム	民間事業者の公募に当たり組成される、法人格の無い共同企業体
コンソーシアム構成	コンソーシアムへ参加する企業のうち SPC(特別目的会社)に出資する企業
企業	
受託·請負企業	コンソーシアムへ参加する企業のうち SPC(特別目的会社)に出資しない企業
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供するサービスの水準を監視する行為をいい、業務の履
	行内容が要求水準を満たしているかを確認するもの

第1 事業の内容に関する事項

1 事業内容に関する事項

1)事業名称

長崎県長大橋維持管理事業

- 2)事業に供される公共施設の種類 橋梁
- 3)公共施設等の管理者等の名称 長崎県知事 大石 賢吾

4)事業目的

県の地理的特徴として、県土に占める離島・半島の面積が約7割と非常に大きいことから、特殊構造で形成された長大スパンを有する離島架橋を数多く有しており、これらは迂回路がない上に維持管理においては高度な技術力・ノウハウを求められる。

本事業は、支間長 200m を超える橋梁7橋を対象に、高度な予防保全の実行とライフサイクルコストの縮減による長期供用の実現を目的とする。

これらの実現にあたり、民間事業者の有する資金やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に 事業を実施することを目的として、本事業を PFI 事業として実施するものである。

なお、本事業は、橋梁の維持管理に関する官民連携の取り組みについて、国内に前例がないことから、長期契約による官民双方の課題・効果を検証するため、2橋・5年契約をベースとした第1期事業として試行するものである。

5)事業方式

本事業はPFI法に基づき実施するものとし、選定された民間事業者(以下、「事業者」という。)は、7橋の維持管理を実施する。

以上の事業はRO(Rehabilitate Operate)方式とする。

6)施設の位置づけ

県は道路法(昭和27年法律第180号)第13条の規定に基づき、橋梁を含む道路を、指定区間外の国道として管理をしている。

県は道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき、橋梁を含む道路を県道として 位置づけている。

7)対象橋梁

本事業は、長崎県内の長大橋7橋を対象(表-1)に、マネジメント、維持補修、点検・診断、詳細調査(診断)、補修設計、修繕工事および、工事監理を包括的に実施するものである。

表-1.対象橋梁一覧

橋梁名	路線名	所在地	主要部分の 構造形式	橋長 (最大支間長)	架設年次 (供用年数)
西海橋	(国)202号	佐世保市針尾町 ~西海市西彼町	 上路式鋼アーチ橋 	316.2m (244.4m)	1955年 (70年)
伊王島大橋	(一)伊王島香焼線	長崎市伊王島2丁目 ~香焼町	鋼床版箱桁橋	876m (240m)	2010年 (15年)
若松大橋	(主)若松白魚線	南松浦郡 新上五島町若松郷	下路式トラス橋	522m (235m)	1991年 (34年)
生月大橋	(主)平戸生月線	平戸市主師町 ~生月町	下路式トラス橋	960m (400m)	1991年 (34年)
大島大橋	(主)大島太田和線	西海市大島町 ~西海町	斜張橋	1,095m (350m)	1999年 (26年)
鷹島肥前大橋	(一)鷹島肥前線	松浦市鷹島町 ~佐賀県唐津市肥前町	斜張橋	1,251m (400m)	2009年 (16年)
平戸大橋	(国)383号	平戸市岩の上町 ~田平町	吊橋	884.6m (465.4m)	1977年 (48年)

8)業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。

- ①アの補修設計、修繕工事、工事監理の総括業務、③ウの異常時点検業務、②、⑤、⑥および ⑦は大島大橋、伊王島大橋の2橋のみが対象、それ以外の業務は7橋全てが対象である。
- ① マネジメント業務
 - ア 点検・診断、詳細調査(診断)、補修設計、修繕工事、工事監理の統括業務
 - イ橋梁ごとの維持管理要領等の見直し検討・提案業務
 - ウ県との情報共有及びモニタリング業務
 - 工周知・広報等業務
 - 才情報管理業務
 - カ引継ぎ業務
- ② 維持補修業務
 - ア路面・道路工作物等の保守及び応急措置業務
 - イ機械電気保守・点検業務
- ③ 点検·診断業務
 - ア1年点検(定点観測)業務
 - イ5年点検(詳細点検)業務
 - ウ異常時点検業務
 - エ 計画修繕工事以外の修繕の提案
- ④ 詳細調査(診断)業務
 - ※劣化状況等に応じて物理調査等の詳細調査の必要性が生じた場合に想定し、点検・診断 業務と補修設計業務のいずれかまたは両方で実施
- ⑤ 補修設計業務
- ⑥ 修繕工事業務
 - ア計画修繕工事業務
 - イ 計画修繕工事以外の修繕の提案
- ⑦工事監理業務

9)事業者の収入及び負担等

① 事業者の収入

ア マネジメント業務費

マネジメント業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、事業期間中にわたって、四半期ごとに平準化し支払う。

イ維持補修業務費

維持補修業務に係る対価は、会計年度ごとに、実施数量(実績)に応じた金額を支払う。

ウ点検・診断業務費

点検・診断業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の業務費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

工詳細調査(診断)業務費

詳細調査(診断)業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の業務費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

才補修設計業務費

補修設計業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の業務費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

力修繕工事業務費

修繕工事業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の工事費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

キ工事監理業務費

工事監理業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、令和8年度から令和11年度は、各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。令和12年度は、事業期間中の業務費用(総額)から、既に支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。

② 事業者の負担

事業者は、本事業に要する費用について、県からの支払いがあるまでの間、負担する。

10)事業期間

本事業のスケジュールは表 - 2のとおりである。事業期間は、令和8(2026)年度(事業契約の本契約成立の日)から令和12(2030)年度末までの約5年間とする。なお、本事業は長期一括での維持管理手法の導入に向けた「第1期事業」として、試行期間に位置づけており、事業内容のモニタリングを通じた知見や課題を踏まえて、令和13年度以降の「第2期事業」の維持管理手法を検討する予定である(図-1)。

垂	_ つ	車挙フケジュー	l	
11		事業スケジュー	ι	/

時 期(予 定)	内 容		
令和8年4月	基本協定の締結		
令和8年5月	事業契約の仮契約の締結		

191877	事業契約に係る議会議決 (本契約成立)
本契約成立後~令和13年3月	事業期間(=維持管理期間)

図-1 事業スケジュール

令	和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降
		本	事業(第1期事	業)		※第1期事業の内容を踏まえて事業期間等の
						条件を検討
						第2期事業

11)事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたって、事業者は関連する各種法令(施行令及び施行規則等を含む)、 条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照 らし、準備すること。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

1)基本的な考え方

本事業は、事業者に委ねる各業務を通じて、事業者の効率的・効果的かつ安定的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定にあたっては、調査設計能力、工事能力、維持管理能力、及びマネジメント能力等を総合的に評価する。

2)選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定にあたっては、競争性・透明性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

3)審査の方法

審査は「参加資格審査」と「提案及び価格の審査」の二段階に分けて実施する。

① 参加資格審査

プロポーザル参加者に対し、参加資格審査に関する書類(様式2-1~様式2-15)の提出を求める。

② 提案及び価格の審査

参加資格審査を通過した者に対し、提案書に関する書類(様式3-1~様式3-3、様式4-1~様式4-9、様式5-1~様式5-11、様式6-1~様式6-3)の提出を求める。

4)審査委員会の設置と評価

審査における提案書等の評価は、学識経験者等で構成する長崎県長大橋維持管理事業公募型プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置して行う。

なお、プロポーザル委員会の委員については、以下のとおりである。

【委員会委員】(敬称略)

	(27/13/-14)		
区分	専門	氏名	所属等
	橋梁	中村 聖三	長崎大学 総合生産科学域(工学系) 教授
	橋梁	山口 浩平	長崎大学 総合生産科学域(工学系) 准教授
学識経験者等	会計	宮地 晃輔	長崎県立大学 経営学部 教授
	入札·契約	松田 奈緒子	国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 社会資本マネジメント研究室 室長
	法務	石橋 龍太郎	塩飽志郎法律事務所 弁護士
行政関係者	行政	中村 泰博	長崎県土木部 技監

5)委員への接触の禁止

プロポーザル参加者やそれと同一と判断される団体等が、募集要項公表後から本事業の最優秀提案者の選定までの間に、委員会の各委員に面談を求めたり、プロポーザル参加者のPR資料を提出したりするなどによって、自己を有利に又は他のプロポーザル参加者を不利にする

よう働きかけることを禁止する。また、委員会での協議内容等について聴取することも禁止する。

これらの禁止事項に抵触したと委員会又は県が判断した場合には、当該プロポーザル参加者は参加資格を失うものとする。

6)公募型プロポーザルの中止等

公募型プロポーザルの妨害又は談合行為等の疑いがあるとき、不正又は不誠実な行為等により公募型プロポーザルを公正に執行できないと認められるとき、又はプロポーザル参加者が無いときは、再公告又は公募型プロポーザルの取り止め等の対処を図る場合がある。

7)最優秀提案者を選定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

8)提案にあたっての留意事項

- ① 募集要項等の承諾
 - プロポーザル参加者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、提案すること。
- ② 費用負担等

提出書類の作成及び提出等本件プロポーザルに関し必要な費用は、すべてプロポーザル 参加者の負担とする。

③ 提案の辞退

参加資格申請を行ったプロポーザル参加者が、提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までに「別添資料3:様式集」様式2-16の辞退届を提出すること。

④ 公正な公募

プロポーザル参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該プロポーザル参加者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

1)事業者の募集及び選定のスケジュール 募集及び選定については、表-3のとおり行うことを予定している。

表-3 選定スケジュール

時 期(予定)	内 容
令和7年10月30日(木)	特定事業の選定・公表
令和7年10月31日(金)	公募型プロポーザル公告(募集要項等の公表)
令和7年11月4日(火)~11月14日(金)	募集要項等に関する質問の受付
令和7年 11 月 21 日(金)	募集要項等に関する質問の回答公表
受付: 令和7年 11 月 25 日(火)~12 月 2 日(火) 通知: 令和7年 12 月 3 日(水)~12 月 12 日(金)	参加資格審査の受付及び通知 (参加資格審査の実施)
令和7年 12 月 15 日(月)~12 月 19 日(金)	県とプロポーザル参加者の対話実施
令和8年1月19日(月)~1月23日(金)	提案書等の受付
令和8年3月	最優秀提案者の決定及び公表
令和8年4月	基本協定の締結
令和8年 5 月	事業契約の仮契約の締結
令和8年7月	事業契約に係る議会の議決(本契約の成立)

2)募集要項等に関する質問の受付及び回答公表

募集要項等に関する質問・意見の受付は、次の手順により行う。

① 質問・意見の方法

質問・意見は、「募集要項等に関する質問・意見書」(様式1-1)に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「募集要項等に関する質問・意見」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、下記に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

② 受付期間

令和7年11月4日(火)~11月14日(金) 午後3時まで

③ 送付先

後述 第8.3に示す問合せ先 ※メール提出後に、電話により受信確認を行うこと

④ 募集要項等に関する質問・意見への回答公表

質問・意見に対する回答は、県ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日: 令和7年11月21日(金)

3)参加資格審査の受付

プロポーザル参加者は、参加資格審査に関する書類(様式2-1~様式2-15)を提出し、構成企業のプロポーザル参加資格の審査を受けることとする。県は、これらの提出を受け、プロポーザル参加グループの提案書符号を代表企業に通知する。

なお、プロポーザルを辞退した場合に、今後、県の行う業務において不利益な扱いはされない。

① 提出日時及び提出場所

日 時:令和7年11月25日(火)~12月2日(火) 午後3時まで 提出場所:後述 第8.3に示す問合せ先

② 提出方法

提出日時に関し、後述 第8.3に示す問合せ先に事前連絡の上、持参により提出すること。

③ 提出書類

参加資格審査に関する書類(様式2-1~様式2-15)

4)参加資格確認審査の結果通知

参加資格審査結果を令和7年12月12日(金)までに代表企業に書面で通知する。

5)参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされた者は、参加資格がないと認めた理由について、令和7年12月19日(金)午後3時までに書面を持参により提出することで、県に説明を求めることができる。 県は、令和8年1月20日(火)を目途に回答する。

6)県とプロポーザル参加者の対話実施

プロポーザル参加者との直接対話の実施については、次のとおりとする。

① 開催日及び開催場所

日 時:令和7年12月15日(月)~12月19日(金)の5日間にて調整を行う。 場所:参加者に別途連絡

②申込方法

「直接対話参加申込書」(様式1-2)に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「プロポーザル参加者との直接対話参加申込書」と記載すること。

なお、プロポーザル参加者が構成するグループでの申込とし、上記申込書(様式1-2)における申込「会社名」は代表企業とし、「直接対話参加予定者」における「所属部署・役職」の欄には各企業名も追記の上、代表企業が申込を行うこと。

直接対話に際しての質問がある場合は、「直接対話に関する質問書」(様式1-3)に記載し、 対話の実施までにメールにて提出すること。

③ 申込期限

令和7年12月12日(金)午後3時まで

④ 申込先

後述 第8.3に示す問合せ先 ※メール提出後に、電話により受信確認を行うこと

7)提案書等の受付

プロポーザル参加者は、提案書に関する書類(様式3-1~様式3-3、様式4-1~様式4-9、 様式5-1~様式5-11、様式6-1~様式6-3)を以下のとおり提出すること。

① 提出日時及び提出場所

日時:令和8年1月19日(月)~1月23日(金) 午後3時まで提出場所:後述 第8.3に示す問合せ先

② 提出方法

提出日時に関し、後述 第8.3に示す問合せ先に事前連絡の上、持参により提出すること。

③ 提出書類

提案書に関する書類(様式3-1~様式3-3、様式4-1~様式4-9、様式5-1~様式5-11、 様式6-1~様式6-3)

8)提案に関するプレゼンテーション

選定にあたっては、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングなど、プロポーザル委員会への提案内容の説明を求める予定である。

なお、詳細については、プロポーザル参加者に対して通知するものとする。

9)募集要項等の変更

直接対話等におけるプロポーザル参加者からの意見等を受けて、募集要項等の内容の変更を行うことがある。

なお、募集要項等を変更した場合は、その内容を県のホームページにおいて、速やかに公 表する。

3 提案上限価格

本事業における提案上限価格は、以下のとおりである。提案にあたっては以下の金額以下とすること。

提案上限価格:1,960,807,200円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 参加者の備えるべき参加資格要件

- 1)プロポーザル参加者の構成等
 - ① 参加者の構成

ア プロポーザル参加者は以下の企業により構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。)とすること(各企業を「コンソーシアムの参加企業」という。)。

- (a)本事業全体の統括管理に当たる者(以下「マネジメント企業」という。)
- (b)点検・診断業務に当たる者(以下「点検・診断企業」という。)
- (c)補修設計業務に当たる者(以下「設計企業」という。)
- (d)修繕工事業務のうち、鋼構造に関する工事に当たる者(以下「工事企業(鋼構造)」という。)
- (e)修繕工事業務のうち、塗装に関する工事に当たる者(以下「工事企業(塗装)」という。)
- (f)修繕工事業務のうち、上記(d)、(e)以外の工種に関する工事に当たる者(以下「工事企業 (一般土木)」という。)
- (g)工事監理業務に当たる者(以下「工事監理企業」という。)
- イ 最優秀提案者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として特別目的会社 (以下「SPC」という。)を設立すること。
- (a)代表企業はマネジメント企業が担い、SPC の出資者のうち最大の出資を行うこと。
- (b)少なくともマネジメント企業、点検・診断企業、設計企業、工事企業(鋼構造)は、SPC に 出資する企業(以下「コンソーシアム構成企業」という。)としてコンソーシアムに参加する こと。
- (c)コンソーシアム構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。
- (d)SPC は事業契約の仮契約の締結までに設立すること。
- (e)SPC は長崎県内に設立すること。
- ② 代表企業の役割

代表企業は、本事業に係る参加資格審査の申請、プロポーザル手続き及び最優秀提案者となった場合の契約協議など県との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

③ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、工事企業と工事監理企業を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

- ※「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- ④ 各業務を担う企業数の制限等

各業務を複数の企業で分担することは可能であるが、企業数の上限は各業務あたり2者までとする。また、後述する3)プロポーザル参加者の個別参加資格要件については、2者を合わせて資格要件を満たすことは認めず、定められた資格要件は企業単体で満たすこと。

⑤ 複数提案の禁止

コンソーシアムの参加企業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある 者は、他のコンソーシアムの参加企業になることができない。

⑥ コンソーシアム外への業務委託の禁止 SPCから業務を受注できるのは、コンソーシアムの参加企業のみとする。

2)各業務を行う者の参加資格要件

プロポーザル参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していない者。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していない者。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者。
- ④ 参加資格審査の提出期限日から最優秀提案者決定日までにおいて、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。
- ⑤ 県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者。
- ⑥ 直近1年間の国税及び地方税を滞納している者。
- ⑦ 最優秀提案者決定日までに、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の 規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第1項若しくは第 19 条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法 の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認 可が決定されたもので、長崎県の入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたもの を除く。)。
- ⑧ プロポーザル公告日から最優秀提案者決定日までの間においてプロポーザルに参加する者の間に、「長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について(平成18年3月24日17監第544号)」に規定された系列会社の基準に該当している者。
- ⑨ PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当する者。
- ⑩ 県が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザリー業務を委託した以下の者と資本面 又は人事面において関連のある者。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・株式会社エイト日本技術開発

3)プロポーザル参加者の個別参加資格要件

マネジメント企業、点検・診断企業、設計企業、工事企業、工事監理企業は、上記の2)各業務を行う者の参加資格要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

なお、実績対象は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、又は公益法人が発注した業務・ 工事とする。

① マネジメント企業

建設コンサルタント企業がマネジメント企業を担う場合は、アからオ、およびケの要件を満たすこと。

建設コンサルタント以外の企業が担う場合は、ア、およびオからケの要件を満たすこと。

ア入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設コンサルタント登録

以下のすべての登録を有すること。

- ・建設コンサルタント登録(鋼構造及びコンクリート部門)
- ・建設コンサルタント登録(道路部門)
- ウ PPP/PFI 事業に係る同種・類似実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの業務実績を有すること。

- ・PPP/PFI事業(事業者選定支援に係るアドバイザリー業務も可)
- ・土木構造物等の新設または補修において、設計・施工等の複数業務を包括的に実施する設計施工一括発注、ECI方式等の事業
- エ 配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の資格 (建設コンサルタントの場合)

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、 以下のいずれかの資格を有する者をマネジメント業務の統括責任者として配置できるこ と。

- ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」)
- ・建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ·土木学会認定技術者

(1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)

オ 配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の実績

平成 22(2010)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までに完了した以下のいずれかの業務を元請で履行した実績を有すること。

- ・橋梁(支間長 200m以上)の点検業務(管理技術者)
- ・橋梁(支間長 200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務(管理技術者)
- ・橋梁(支間長 200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)工事(主任技術者又は監理技術者)

力建設業許可

以下のすべての許可を有すること。

- ·建設業許可(土木一式工事)
- ·建設業許可(鋼構造物工事)
- キ 橋梁の工事等に関する同種・類似実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の 工事実績を有すること。

- ・橋梁(支間長200m以上)の架設又は補修(耐震補強含む)工事
- ク配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の資格(建設コンサルタント以外の場合) 参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、 以下のいずれかの資格を有する者をマネジメント業務の統括責任者として配置できるこ と。
 - •1級土木施工管理技士
 - ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」)
 - ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示128号)の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。ただし、特別認定業種が、「鋼構造物工事業」に係る者
 - ・鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第26条第5項に 規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
- ケ 配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の交代、兼務等に関する要件

マネジメント業務の総括責任者を事業期間中に交代することは、病気、退職等の事由を除いて原則認めない。また、建設コンサルタント以外の企業がマネジメント企業を担う場合は、工事業務の主任技術者又は監理技術者との兼務は認めない。

② 点検·診断企業

点検・診断企業はアから力までの要件を満たすこと。

ア入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設コンサルタント登録

以下の登録を有すること。

建設コンサルタント登録(鋼構造及びコンクリート部門)

ウ県内の営業所

長崎県内に本社または営業所を有すること。

工 橋梁点検業務に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の業務実績を有すること。

・橋梁(支間長200m以上)の点検業務

オ配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、 以下のいずれかの資格を有する者を点検・診断業務の担当者として配置できること。

- ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及 びコンクリート」)
- ・建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・土木学会認定技術者(1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)

カ配置技術者の実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の 業務を元請で履行した実績を有すること。

・橋梁(支間長200m以上)の点検業務(管理技術者)

キ 技術者の交代、兼務等に関する要件

同等の資格および実績を有する技術者をもって途中交代することは可能である。また、必要な資格および実績を有する場合、本事業の他の業務の配置技術者を兼務することは可能である。

③ 設計企業

設計企業はアから力までの要件を満たすこと。

ア入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設コンサルタント登録

以下の登録を有すること。

建設コンサルタント登録(鋼構造及びコンクリート部門)

ウ県内の営業所

長崎県内に本社または営業所を有すること。

工橋梁の設計に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の業務実績を有すること。

・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務

オ配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、 以下のいずれかの資格を有する者を設計業務の担当者として配置できること。

・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及 びコンクリート」)

- ・建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ·土木学会認定技術者
- (1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)

力配置技術者の実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の業務を元請で履行した実績を有すること。

・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務(管理技術者)

キ 技術者の交代、兼務等に関する要件

同等の資格および実績を有する技術者をもって途中交代することは可能である。また、必要な資格および実績を有する場合、本事業の他の業務の配置技術者を兼務することは可能である。

④ 工事監理企業

建設コンサルタント企業が工事監理企業を担う場合は、アから力の要件を満たすこと。建設コンサルタント以外の企業が担う場合は、ア、ウからオ、およびキの要件を満たすこと。

ア入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設コンサルタント登録

以下のすべての登録を有すること。

- ・建設コンサルタント登録(鋼構造及びコンクリート部門)
- ・建設コンサルタント登録(道路部門)

ウ県内の営業所

長崎県内に本社または営業所を有すること。

エエ事監理等に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

- ・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)工事の監督支援業務、品質検査業務、又は工事管理業務
- ・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務
- ・橋梁(支間長200m以上)の架設又は補修(耐震補強含む)工事

オ配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、 以下のいずれかの資格を有する者を工事監理業務の担当者として配置できること。

- ・技術士(建設部門、又は総合技術監理部門のうち選択科目「建設」)
- ·1級土木施工管理技士
- ・一級建設機械施工管理技士又は一級建設機械施工技士
- •建設機械施工技士
- ・建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・土木学会認定技術者 (1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(I)

カ 配置技術者の実績(建設コンサルタントの場合)

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの業務を元請で履行した実績を有すること。

- ・道路橋(車道幅員5.5m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)工事における監督支援業務、品質検査業務、又は工事管理業務(管理技術者)
- ・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務(管理技術者)
- キ 配置技術者の実績(建設コンサルタント以外の場合)

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の 工事を元請で履行した実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

・道路橋(車道幅員5.5m以上)の製作工事又は架設工事(主任技術者又は監理技術者) ク技術者の交代、兼務等に関する要件

同等の資格および実績を有する技術者をもって途中交代することは可能である。また、必要な資格および実績を有する場合、本事業の他の業務の配置技術者を兼務することは可能であるが、工事業務の主任技術者又は監理技術者との兼務は認めない。

⑤ 工事企業(鋼構造)

工事企業(鋼構造)はアからキまでの要件を満たすこと。

ア入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ建設業許可

建設業許可(鋼構造物工事)を有すること。

ウ 橋梁の補修または新設の工事に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の 工事実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業 体のその他構成員として 2 回以上の実績)

・橋梁(支間長200m以上)の架設又は補修(耐震補強含む)工事

エ企業の格付け・評定

経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値(鋼橋上部工事)が1100点以上であること。

オ配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、 以下の(a)および(b)を満たす者を配置できること。

- (a)鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第 26 条第5項に規定 する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
- (b)以下のいずれかの資格を有すること。
 - ·1級土木施工管理技士
 - ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」)
 - ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示128号)の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。ただし、特別認定業種が、「鋼構造物工事業」に係る者

力配置技術者の実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の工事を元請で履行した実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

・鋼道路橋(車道幅員5.5m以上)の製作工事又は架設工事(主任技術者又は監理技術者)

キ 技術者の専任に関する要件

建設業法に基づき工事期間中の技術者の専任を行うこと。

なお、同等の資格および実績を有する技術者をもって途中交代することは可能である。 また、工事監理業務の配置技術者との兼務は認めない。

⑥ 工事企業(塗装)

工事企業(塗装)はアからキまでの要件を満たすこと。

ア入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ許可・登録等

建設業許可(塗装工事)を有すること。

ウ営業所

以下のいずれかを満たすこと。

【塗装工事の実績】

・長崎県内に本店、本社等の主たる営業所を有すること。

【塗装工を含む鋼道路橋の製作架設工事の実績】

・九州内に営業所を有すること。

エ 橋梁の塗装工事に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの工事を元請で履行した実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

【塗装工事の実績】

・鋼道路橋(車道幅員5.5m以上)で3,000m²以上の塗装工事

【塗装工を含む鋼道路橋の製作架設工事の実績】

・鋼道路橋(車道幅員5.5m以上)で3,000m2以上の塗装工を含む製作架設工事

オ企業の格付け・評定

経営事項審査における完工高が以下のいずれかを満たすこと。

- ・塗装工事の年平均完工高 1 億円以上
- ・鋼橋上部工事の年平均完工高 10 億円以上
- 力配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、 以下のすべての資格を有すること。

- ・1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士
- ・塗装工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
- キ 技術者の専任に関する要件

建設業法に基づき工事期間中の技術者の専任を行うこと。

なお、同等の資格を有する技術者をもって途中交代することは可能である。

また、工事監理業務の配置技術者との兼務は認めない。

⑦ 工事企業(一般土木)

工事企業(一般土木)は、アからキまでの要件を満たすこと。

ア入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ許可・登録等

建設業許可(土木一式工事)を有すること。

ウ県内の営業所

長崎県内に本店、本社等の主たる営業所を有すること。

エ 橋梁の補修工事に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の 工事実績を有すること。

・道路橋(車道幅員 5.5m以上)の橋梁補修(耐震補強含む)工事

オ企業の格付け・評定

経営事項審査における直近かつ有効な総合数値(土木一式工事)が1100点以上であること。

カ配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者で、以下の(a)および(b)を満たす者を配置できること。

- (a)土木一式工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第 26 条第5項に規定 する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
- (b)以下のいずれかの資格を有すること。
 - ·1級土木施工管理技士
 - ·1級建設機械施工管理技士
 - ・技術士(建設部門、「農業部門「農業土木又は農業農村工学」、森林部門「森林土木」、 水産部門「水産土木」、総合技術監理部門「建設」、「農業土木又は農業農村工学」、「森 林土木」、「水産土木」のいずれか)
 - ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示128号)の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者

キ 技術者の専任に関する要件

建設業法に基づき工事期間中の技術者の専任を行うこと。

なお、同等の資格を有する技術者をもって途中交代することは可能である。

また、工事監理業務の配置技術者との兼務は認めない。

4)県の入札参加資格を有しない者の参加

本事業への参加資格審査申請時点において、上記の長崎県入札参加資格者名簿の登録を行っていない場合は、本事業の公募型プロポーザルの参加にあたって、長崎県の競争入札参加資格の申請を行い、その認定を受ける必要がある。詳細は、下記の県ホームページを参照すること。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/

5)参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は参加資格審査の受付日とする。

6)参加資格の喪失

- ① 参加資格確認基準日の翌日から提案書類の受付日までの間、構成企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該コンソーシアムは公募型プロポーザルに参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、当該コンソーシアムは、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格等を確認の上、県が認めた場合は参加できるものとする。
- ② 提案書類の受付日の翌日から 最優秀提案者決定日までの間、プロポーザル参加者の構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該コンソーシアムをプロポーザル審査対象か

- ら除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該コンソーシアムが、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、県が参加資格の確認及び参加者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業に支障をきたさないと判断した場合は、当該コンソーシアムの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- ③ 最優秀提案者の決定日の翌日から基本協定締結日までの間、最優秀提案者が参加資格要件を欠くに至った場合、県は 最優秀提案者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は 最優秀提案者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該 最優秀提案者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、県が参加資格の確認及び最優秀提案者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該 最優秀提案者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

5 提出書類の取り扱い

1)著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、県は長崎県情報公開条例に基づき、プロポーザル参加者の承諾を得た上で、県は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

2)特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護 される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフト ウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

ただし、県が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である 旨が明示されておらず、参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合 には、県が費用を負担する。

6 事業契約の手続き

1)基本協定の締結

最優秀提案者決定後、最優秀提案者は、県を相手方として、募集要項に添付する基本協定書 (案)に基づき、基本協定を締結しなければならない。

2)契約手続きにおける交渉の有無

県は、契約手続きにおいて、プロポーザルの条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

3)事業契約の締結

県は、最優秀提案者との間で、募集要項等に基づき事業契約に関する協議を行い、令和8年5月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は県議会における議決を経て本契約となる。県議会における議決は、令和8年7月を予定している。SPCは仮契約の締結までに設立するものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業で実施する各業務等の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び県と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表(案)」(別紙2)に定めるものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、「別添資料5 事業仮契約書(案)」に委ねるものとする。

3 県による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)

県は、事業者が事業契約等で規定された業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準 及び事業者の提案内容を達成しているか否か及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリ ングを行う。

1)各業務の開始前

県は、各業務の全体業務計画書および年間業務計画書(各年度)が、県の定める要求水準及び事業者の提案内容等に適合するものであるか否かについて確認を行う。

2)各業務の実施期間中

県は、事業者が提出する業務報告書等の書類により、事業者が実施する各業務が県の定める 要求水準及び事業者の提案内容等に適合するものであるか否かについて確認を行う。

3)事業期間の終了時

県は、事業者が提出する年度事業報告書(最終年度分)等の書類により、対象橋梁が要求水準 書に定める健全性の水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

4 モニタリングに係る費用負担

県が実施するモニタリングに係る費用は、県が負担し、事業者が自ら実施するセルフモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

5 モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者の実施する業務が、県の要求水準及び事業者の提案内容を満たしていないと判明した場合は、県は事業者に業務内容の速やかな改善を求める。事業者は県の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、事業仮契約書(案)に添付のモニタリング手順書で明らかにする。

6 事業期間中の事業者と県の関わり

本事業は事業者の責において遂行される。また、県は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

原則として県は代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

7 事業終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に、県の定める要求水準及び事業者の提案内容を満足する状態で、 施設を県に引き継ぐものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設概要

(令和7年10月現在)

1)所在地:長崎県内

2)橋梁延長: 以下に示す7橋

13.	ST II THE RELIEF	西海橋	伊王島大橋	若松大橋	生月大橋
	橋梁写真				A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR
	構造形式	鋼製ラーメン + 上路式鋼アーチ	鋼箱桁+鋼床版箱桁	鋼I桁+下路式トラス	PCT桁+下路式トラス
構造	橋長(最大支間長)	316.2m(244.4m)	876.0m(240.0m)	522.0m(235.0m)	960.0m(400.0m)
	架設年次(供用年数)	1955年(70年)	2010年(15年)	1991年(34年)	1991年(34年)
ネット	路線の位置付け	第一次緊急輸送路 (国指定重要文化財) 代替性あり(新西海橋)	第二次緊急輸送路	第一次緊急輸送路	第二次緊急輸送路
15	交通量(R3センサス)	12,329台/日	1,808台/日	1,823台/日	3,631台/日
<u>ا</u>	橋梁へのアクセス	大瀬戸土木維持管理事務所~ 22.1km(30分) ※本土から陸路でアクセス	長崎振興局~21.7km (40分) ※本土から陸路でアクセス	上五島支所~25.7km(35分) ※本土から航路でアクセス	田平土木維持管理事務所~ 18.9㎞(25分) ※本土から陸路でアクセス

		大島大橋	鷹島肥前大橋	平戸大橋
橋梁写真				F
#	構造形式	鋼床版箱桁+PC床版橋 +斜張橋	鋼I桁+斜張橋	PCT桁+鋼箱桁 + 吊橋(上路式トラス)
構造	橋長(最大支間長)	1095.0m(350.0m)	1251.0m(400.0m)	884.6m(465.4m)
	架設年次(供用年数)	1999年(26年)	2009年(16年)	1977年(47年)
ネッ	路線の位置付け	第二次緊急輸送路	第二次緊急輸送路	第一次緊急輸送路
5	交通量(R3センサス)	7,856台/日	1,982台/日	17,124台/日
7	大瀬戸土木維持管理事務~ 橋梁へのアクセス 16.3km(20分) ※本土から陸路でアクセス		田平土木維持管理事務所~ 61.4km(80分) ※本土から陸路でアクセス	田平土木維持管理事務所~ 1.5km(5分) ※本土から陸路でアクセス

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者が実施する業務が事業契約に定める県の要求水準及び事業者の提案内容を下回る場合、 その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた 場合、県は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

県は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

債務負担行為の設定に関しては、令和7年2月議会で承認済みであり、事業契約に関する議案 を令和8年6月議会に提出する予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

3 問合せ先

長崎県 土木部 道路維持課

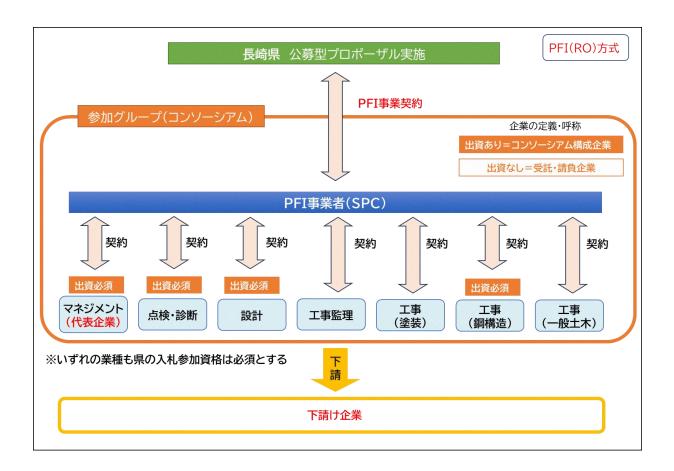
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

TEL: 095-824-1111(代表)

FAX: 095-820-0683

E-mail: s08130@pref.nagasaki.lg.jp

別紙1 契約スキーム図



- 修繕工事業務と工事監理業務を同一企業が兼任することは認めないが、それ以外の兼任は 可能である。(最小で2社によるコンソーシアム成立も可能)
- SPCへの出資要件については、事業全体における各業務の位置づけ・重要性、関与する地元 企業の特性等を総合的に勘案し設定。
- 各業務を複数の企業で分担することは可能であるが、企業数の上限は各業務あたり2者までとする。

別紙2 リスク分担表(案)

本リスク分担表(案)は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。 詳細については、事業仮契約書(案)で明らかにする。なお、事業仮契約書(案)と重複する箇所については事業仮契約書(案)の規定が優先する。

主負担:○ 従負担:△

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク	7分担	供来
				県	事業者	備考
共通	1	法令変更リスク	本事業に直接的に関係する法令の 変更・新設によるもの	0		
			広く一般的に適用される法令であって、本事業に間接的に関係する法令の変更・新設によるもの	0	Δ	
	2	税制変更リスク	事業者の利益に課される税制度の 新設・変更に関するもの		0	
			上記以外の税制度の新設·変更によるもの	0		
	3	許認可リスク	県が申請・取得すべき許認可の遅延 によるもの	0		
			事業者が申請·取得すべき許認可の 遅延によるもの		0	
	4	政策変更リスク	県の政策変更により、事業の内容が 変更又は中止される場合に生じるリ スク	0		
	5	事業中止・延期リスク	県の事由による事業の中止・延期・ 遅延	0		
			事業者の事由による事業の中止・延 期・遅延		0	
			上記以外の事由による事業の中止・ 延期・遅延	0	Δ	予見可能であり、 発生の防止手段 を合理的に期待 できるものは事 業者の負担とす る。
	6	住民対応リスク	県の提示条件に関する地域住民の 要望、訴訟等への対応	0		
			事業者の事由による地域住民への 要望、訴訟等への対応		0	
	7	環境問題リスク	事業者が行う業務により生じる騒音、振動、有害物質の排出等による もの	Δ	0	県の責めに帰す べき事由による ものは、その範 囲において県負 担とする
	8	第三者賠償リスク	県の事情(例:事業開始前に県及び 事業者間で確認できない既存施設 の隠れた瑕疵等)により、第三者に 損害を与えた場合の賠償責任	0		

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		/## ** /
	٠			県	事業者	備考
		第三者賠償リスク	上記以外の事由により第三者に損害 を与えた場合の賠償責任	0	Δ	事業者の責めに 帰すべき事由に よるものは、その 範囲において事 業者負担とする
	9	資金調達リスク	事業者の事業の実施に必要な資金 の確保		0	
	10	金利変動リスク	金利の変動		0	
	11	用地の未確保	県による用地の確保の遅延又は不 能	0		
	12	物価変動リスク	物価変動による費用増加減少等(±1.5%を超えるもの)	0		残業務金額・残 工事金額の合計 額に対して算定
			物価変動による費用増加減少等(± 1.5%以内)		0	
	13	不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害によるも ので軽微なもの		0	降雨、暴風、高潮、波浪又は津
			地震・風水害等の自然災害によるもので上記以外なもの	0		波による災害の 定義は、公共土 木施設災害復旧 事業査定方針第 3(二)から(四) の規定によるも のとする
			戦争・暴動等の人為的な事象による もので軽微なもの		0	「軽微な範囲」に ついては、公共 土木施設災害復 旧事業国庫負担 法第6条(第4、
			戦争・暴動等の人為的な事象による もので上記以外のもの	0		スポ 0 未(第 4、 5 号を除く)を準 用する。
	14	債務不履行リスク	業務報告の遅延、業務の放棄等の事 業者の債務不履行		0	
			報酬の支払いの遅延等の県の債務 不履行	0		
募集契約	15	応募手続リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の 変更によるもの	0		
	16	契約リスク	県の事情で、事業者と契約が結べない、又は契約締結が遅延する場合	0		
			事業者の事情で、契約が結べない、 又は契約締結が遅延する場合		0	
			その他の事情で契約が結べない、又 は契約締結が遅延する場合	0	Δ	事業者の責めに 帰すべき事由に よるものは、その 範囲において事 業者負担とする

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	事業者	1 1佣名
実施段階	17	測量・調査リスク	県が提示した各種調査結果の不備	0		
			上記以外の各種調査結果の不備	0	Δ	事業者が実施したものできるではその たったはその事業ではいて事業者負担とする
	18	計画変更リスク	県に起因する各種計画、要求水準の 変更によるもの	0		
			上記以外の事由によるもの	0	Δ	事業者の責めに 帰すべき事由に よるものは、その 範囲において事 業者負担とする
	19	要求水準未達リスク	要求水準の未達、サービス低下に関 するもの		0	
	20	コスト(工事費、維持管理費)変動リスク	県の指示による費用増加	0		
			上記以外の事由による費用増加	0	Δ	事業者の責めに 帰すべき事由に よるもの及び、 事業者の都合に よるものは、その 範囲において事 業者負担とする
			事業期間中、業務内容に関する技術 革新(新技術)により費用が増加・減 少した場合	Δ	0	県の都合による ものは、その範 囲において県負 担とする
	21	契約不適合リスク	事業契約に規定する契約不適合責 任期間中に見つかったことに関する もの		0	公共工事標準請 負契約約款を参 照
			事業契約に規定する契約不適合責 任期間後に見つかったことに関する もの	0		
	22	施設損傷リスク	通常利用での劣化に対して、事業者 が具体的な対策を提案・履行しない ことによるもの		0	
			事業開始時に事業者・県間で確認で きた既存施設の損傷、施設管理の瑕 疵等の事業者の責めによるもの		0	
			事業開始時に事業者・県間で確認で きない既存施設の隠れた損傷、施設 管理の瑕疵等の県の責めによるも の	0		
			上記以外の事由による事業期間中 に新たに発生したもの	0	Δ	事業者の責めに 帰すべき事由に よるものは、その 範囲において事 業者負担とする

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		/ #. * /
				県	事業者	備考
	23	需要変動リスク	県の施策により利用台数が大幅に増加したことが起因による施設の損傷	0		
	24	事故リスク	事業者の業務実施中に発生する交 通事故、施設損傷等の事故	0	Δ	事業者の責めに 帰すべき事由に よるものは、その 範囲において事 業者負担とする
事業 終了	25	性能リスク	事業終了時における施設の性能の 確保		0	事 来 世 は ま は い に で で で で で で で で で で で で で
	26	移管手続リスク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		0	

備考:上記リスク分担表に記載されていないリスクについては、双方の協議により決定するものとする。

別紙3 位置図

